

災害支援ナース (災害・感染症医療業務従事者) について

災害支援ナースとは

◎ 現行の災害支援ナースの概要

- ✓ 災害発生時における看護ニーズに迅速に対応できるよう、日本看護協会及び都道府県看護協会において養成。
- ✓ 災害支援ナースの主な活動内容
 - ・ 被災した医療機関における看護業務
 - ・ 避難所の環境整備や感染症対策
 - ・ 避難所における心身の体調不良者に対する受診支援、医療チームへの橋渡し、救急搬送 等

◎ 現行の災害支援ナース登録者数

10,251人（令和3年3月末現在）（内訳：保健師 138人、助産師 242人、看護師 9,767人、准看護師 116人）
注）一人が複数の免許を登録しているケースもあるため、登録者数の合計とは一致しない

◎ 災害支援ナースの活動実績

日時	災害名称	派遣実績
2011年3月	東日本大震災	日本看護協会による派遣調整（40都道府県看護協会：延べ3,770人）
2016年4月	熊本地震	熊本県看護協会：延べ273人、日本看護協会による派遣調整（15都府県看護協会：延べ1,688人）
2018年7月	平成30年7月豪雨	岡山・広島・愛媛県看護協会、日本看護協会による派遣調整（6府県看護協会：延べ336人）
2018年9月	北海道胆振東部地震	北海道看護協会：延べ248人
2019年9月	房総半島台風	千葉県看護協会：延べ79人
2019年10月	東日本台風	宮城・福島・栃木・長野県看護協会：延べ265人、日本看護協会による派遣調整（2県看護協会：延べ208人）
2020年7月	令和2年7月豪雨	熊本・大分県看護協会

予算・制度に基づく対応

- 新興感染症発生・まん延時の他の医療機関への派遣などにも対応できるよう、災害支援ナースの活動を充実。
- 災害支援ナース(災害・新興感染症対応)を改正医療法の「災害・感染症医療業務従事者」と位置づけ、都道府県・医療機関間の協定に基づく業務と位置づけることにより、災害支援ナースに係る業務を「医療機関における業務」として、安定的かつ安心して実施できる環境を整備。

出典)厚生労働省資料

改正医療法・改正感染症法により法定化する内容（R6.4.1～）

- ▶ 厚労大臣から委託を受けた者が実施する研修の修了者等の厚労省令で定める基準を満たした医療従事者を「災害・感染症医療業務従事者」として登録
- ▶ 都道府県知事からの求めに応じて、厚労大臣から委託を受けた者は「災害・感染症医療業務従事者」のリストを都道府県知事に対して提供
- ▶ 都道府県知事と医療機関の間で、「災害・感染症医療業務従事者」の他の医療機関等への派遣応援（県内・県外）を含めた協定を締結
- ▶ 災害救助法・改正感染症法の規程に基づき、応援派遣に係る費用を公的に負担（都道府県・国庫）

災害支援ナース（災害・新興感染症対応）を「災害・感染症医療業務従事者」として位置づけ、都道府県・医療機関間の協定に基づく業務と位置付けることにより、災害支援ナースに係る業務を「医療機関における業務」として、安定的かつ安心して実施できる環境を整備。

災害支援ナースの応援派遣の仕組み（イメージ案）②：災害・新興感染症発生時の対応

